

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項（第五項本文、第六項後段）の規定によつて、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があつた。

令和七年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

（名 氏 名 ）称	主たる事務所又は 事業所の所在地は	取 消 年 月 日
山陽礦油株式会社	広島市中区西白島町二番一五号	令和七年四月三〇日